

文書管理法（仮称）

「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」に対する 意見書の提出—全史料協の果たすべき役割—

松本市文書館 小松 芳郎

◆全史料協の意見書を提出

平成20年7月1日、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の中間報告、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方～今、国家事業として取り組む～」(以下、中間報告)が公表された。中間報告公表の後、10月に本報告、年明け通常国会には法案提出、というスケジュールも発表された。

この5月12日に、全史料協は会長名で、上川陽子公文書管理担当大臣(当時)に「文書管理法(仮称)制定に向けての要望について」を提出した。その経緯は『会報』第82号に詳しいが(小川千代子「文書管理法(仮称)に向けた全史料協の活動」)、本稿では、7月の中間報告をうけての全史料協の活動について報告したい。

◆総務委員会ワーキンググループの動き

大臣宛に要望書を提出したあとの総務委員会(5月27日)で、ワーキンググループの今後の動きを確認した。中間報告が出たことをうけ、7月6日に、グループに戸嶋明氏(秋田県公文書館)に加わってもらい、グループ内相互のメールでの協議を続けた。

8月2日、3日に松本市文書館でグループの検討会議を開き、意見書案を作成し、直ちに会長と総務委員長に報告した。全役員にも意見書案が送付され、意見、修正を求めた。寄せられた意見をふまえて、8月9日、10日に、秋田県公文書館で再度グループ検討会議をひらき、最終案をまとめた。10日午後に役員に送信し、一部の修正をへて、8月13日の提出の運びとなった。意見書は、有識者会議座長宛とした。

これだけ急いだのは、中間報告に対する有識者会議への意見募集の締め切りが8月15日だったからである。

小川千代子氏(ワーキンググループメンバー)の総務委員会報告では、8月13日16時、内閣府1階の会議室で、小川氏が全史料協副会長として、尾崎座長に代わって、福井参事官に意見書を提出した(全史料協HPに写真掲載)。その後16時50分まで、雑色全史料協副会長(神奈川県立公文書館)が、専門家団体並びに利害関係者団体の立場から、意見書の内容について説明された。情報公開法と公文書管理法(仮称)との調整、地方公共団体への準拠条項の可能性についてなどの意見交換も行われた。

◆意見書

意見書では、今回の中間報告が出されたことを全史料協は歓迎することをまず表明し、中間報告の「1. 基本認識」や「2. 公文書管理の改革目標」に共感するという観点から、中間報告全体の内容を検討・集約し、有識者会議最終報告に盛り込むように要望するという立場をとっている。

そして、①文書管理に関する法の制定と施策の確立、②アーカイブズ(記録資料)の保存利用機関設置促進の法的整備と施策の確立、③専門職員の養成及び資格認定制度の確立、の3つについていくつかの項目をあげて要望した。

①では、内閣に属し、強力な権限を有する、独立した特別の機関として、行政府、立法府、司法府の文書管理全体を例外なく統括する司令塔として、「国立公文書記録管理院」(仮称)

を設置することを提案し、公文書管理担当機関に公文書の移管・廃棄に関し強力な権限を付与することをあげている。また、情報公開法と公文書管理法（仮称）との関係の明確化、文書取扱いに関する罰則規定の設定、電子文書の作成・管理・保存方法の設定なども新たな制度に盛り込むことを要望している。さらに地方公共団体における公文書の作成・整理・保存・利用の進展のために、公文書管理法（仮称）を、地方公共団体が現在個々に作成している文書管理規則等の根拠法として位置づけることもあげている。

②では、民間所蔵の歴史的文書、企業・病院・学校・その他の団体や個人が保存してきているアーカイブズの保存継続、保存利用機関設置、既存保存利用機関への受入れの根拠をあたえる文書基本法（仮称）の制定の制度整備を要望している。

③では、当面の専門職員の確保対策を提案し、公文書館法の「当分の間、専門職員を置かないでも良い」という附則の削除を求めている。

◆内閣改造と福田首相の辞任

8月1日の第9回有識者会議では、上川陽子公文書管理担当大臣が内閣改造に当たり辞表を提出してきたと挨拶した。かわって公文書管理担当大臣に中山恭子氏が就任した。9月以降、新大臣のもとで有識者会議がどのように進められ、10月の本報告がどうなるのだろうと注目していたところ、9月1日、福田首相が突然の辞任表明。

公文書管理が政府の緊急課題となってきたのは、福田首相が官房長官の時代からである。その動きについては『会報』第81号にまとめたが（小松芳郎「政府の緊急課題となった国の公文書管理のうごき」、福田氏あつての公文書管理に関する動きであった。

9月4日の第10回有識者会議を傍聴した小川千代子氏によれば、この会議に福田首相が出席して次のような趣旨で挨拶している。

「公文書管理は日本ではおくれをとっている。本来しっかりしたものを作っておかねばならない。4年前重点施策に取り上げたが、そのことはあまり知られていないようだ。公文書は、国民に政府が持つ情報を提供するものである。事実を国民に知らしめなければならない。そのためには公文書を収集しなければいけない。政権は変わるが、政策は変わらない。」

新聞報道では、このときの首相の挨拶は次のように紹介された（小川氏提供）。「2008年9月は急に総理大臣が辞めちゃったとか、そういうことも含めた日本のありようを、100、1000年たっても（公文書の形で）見せてほしい」（時事通信）。

新たに選ばれた麻生首相の新内閣のもとで、公文書管理担当大臣は任命されなかった。有識者会議の10月に取りまとめられる本報告はどういった内容になるのか、来年1月の通常国会に公文書管理法案（仮称）が提出されるのか否か、気にかかるところである。

◆全史料協の果たすべき役割

全史料協は、専門家団体として、今年3月からの有識者会議の動きを注視しながら対応してきた。今回のように、要望書、意見書提出のような緊急の場合は、開催が限られている委員会にも役員会にも諮ることができない場合がある。そのために、動きやすいワーキンググループが総務委員会内に置かれたのだが、それにしても、委員長の了解を得、さらには役員会の了解を得る必要がある。総務委員長、会長、会長事務局とは、常に連絡をとりながらすすめてきた。こうした動きが会員に周知されていくために、『会報』の果たすべき役割もまた大きなものとなる。

平成15年から内閣府で進められてきている公文書管理の動きは、政権は変わっても、その政策は変わりなく推進していったほしい。最終報告書から国会への公文書管理法案の提出まで、その推進のために果たすべき全史料協の役割は大きい。